

名古屋市緑政土木局公衆損害事故等事務手続要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土木工事標準仕様書、測量業務標準仕様書、地質・土質調査業務標準仕様書、設計業務標準仕様書、業務委託標準仕様書、機械工事共通仕様書、電気通信設備工事共通仕様書、事業損失防止調査標準仕様書及び名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱に基づき、緑政土木局が所管する工事又は業務委託において公衆損害事故等が発生した場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公衆損害事故等 名古屋市指名停止要綱（平成15年15財用第5号）（以下「指名停止要綱」という。）別表各号に掲げる措置要件のうち、公衆損害事故及び契約関係者事故（これらに該当する疑いがある場合を含む。）をいう。
- (2) 総括監督員 名古屋市緑政土木局検査員等指定規定により指定する総括監督員をいう。
- (3) 受注者 工事の請負人及び業務委託の受託人をいう。

(公衆損害事故等に対する審査)

第3条 公衆損害事故等が発生し、受注者から名古屋市緑政土木局請負工事施行要綱第20条に規定する事故発生報告書（第13号様式）その他これに替わる書面が提出された場合は、速やかに指名停止要綱の規定に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の措置要件に照らして審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、別に定める者が行うものとする。
- 3 第1項の事故発生報告書等が提出されない場合の取扱いについては別に定める。
- 4 第1項の審査の結果、指名停止を行うべき場合の取扱いについては、指名停止要綱の定めるところによる。

(文書又は口頭による注意)

第4条 総括監督員は、前条第1項に規定する審査の結果、当該事案が指名停止を行うに至らないと認められる場合において、必要があると認めるときは、当該受注者に対し、文書又は口頭による注意（以下「注意」という。）を行うこ

とができるものとする。

(事情聴取)

第5条 前2条の規定により審査を行う場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、受注者に対する事情聴取を実施するものとする。

(苦情申立て)

第6条 第4条の規定による注意を受けた者は、当該注意の日の翌日から起算して2週間以内に、書面（以下「申立書面」という。）により苦情を申立てることができる。

- 2 緑政土木局長は、苦情の申立てがあつたときは、当該苦情に係る申立書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日を含まない。）に、書面により回答するものとする。この場合において、次条に定める再苦情の申立てができる旨を教示しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、緑政土木局長は、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。
- 4 緑政土木局長は、第1項に定める申立ての期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての的確を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立て)

第7条 前条第2項の回答に不服がある者は、回答の翌日から起算して2週間以内に、緑政土木局長に対して再苦情申立てをすることができる。

- 2 緑政土木局長は、前項の再苦情申立てがあつたときは、緑政土木局工事成績評定等審査委員会要領に定める請負工事成績評定等審査委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

(注意の効力)

第8条 前2条における苦情及び再苦情の申立ては、当該注意の効力を妨げないものとする。

(その他)

第9条 この要綱の注意に関する事務は、技術指導課および総務課において処

理する。

- 2 この要綱に定めるものの他、公衆損害事故等に類する事案が発生した場合において必要があると認めるときは、指名停止、注意その他の取扱いについて、この要綱の規定を準用して行うことができるものとする。
- 3 この要綱の実施に関し必要な事項は、緑政土木局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 3 日から施行し、同日以降に行う公衆損害事故等に対する措置に適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。